

相続 1000兆円時代へ

—中—

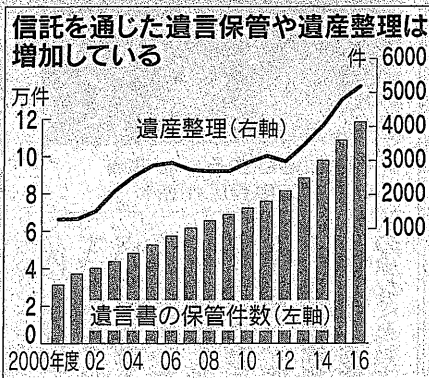
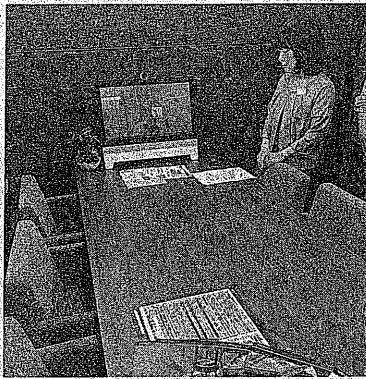
家庭裁判所には相続を巡り、年10万件を超す相談が寄せられる。親兄弟でも遺産の配分に対する不満が噴き出し、「争続」になるケースが後を絶たない。金融業界では、こうした事態を防ぐニーズがあるとして、遺言づくりや遺産の配分などを代行する信託ビジネスに脚光が当たっている。

ホケン——預金通帳の引き出し記録に記された3文字を、みずほ信託

「争続」防ぐ信託に需要

資産把握や遺言づくり

みずほ銀は新型店舗の吉祥寺支店に信託銀行の専用ブースを設けた



銀行で遺産整理業務を担う坂本彩乃さんは見逃さず、相続後の名義変更や「かんぽ生命 換金などを手掛ける。016年度の遺産整理の取扱件数は5186件と10年前から76%増えた。遺族の知らなかった保険、坂本さんは趣味や住んだことのある場所など、8315件で同2倍だ。遺産整理は信託銀行の主要な業務の一つ。故人を聞き資産の把握を進め、需要増を踏まえ、みずほ銀行は7月、吉祥寺支

経験持つ人材確保課題

店にテレビモニターで信託関連の相談ができるブースを作った。オリック3000人規模が携わる。三菱UFJ信託では遺言関連の業務に2000人の平均期間は7年。相続で生じる不動産の仲介な開発。地方銀行にも魅力だ。奈良県地盤の南都銀行は16年末、地銀として10年ぶりに信託業務の兼営認可を受けた。京都銀行も参入を検討する。経験の蓄積がモノを言わなければならない。新規参入や事業拡大の動きは続きそう。課題は担い手不足だ。三菱UFJ、リテール企画推進部の小谷亨一担当部長は「高年齢化による預金の減少と金利収入に頼らない収益構造への転換という課題の両方の解決につながる。ねらいがある」とみる。大きな要素となる。